

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(課長補佐級以上職員用② 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番 号	正 解	解 説
1	○	<p>下請企業は直接には利害関係者に該当しませんが、その従業員が元請企業が国と締結している工事請負契約に関連して接待をする場合などについては、その従業員は、「事業者等の利益のために行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者」(法第2条第6項)に該当することとなり、利害関係者とみなされることとなります。</p>
2	×	<p>利害関係者と共に旅行をすることは、たとえ自己の費用を負担する場合であっても、禁止されています。(規程第3条第1項第8号)</p> <p>なお、職務遂行上、利害関係者と共に旅行することが必要となる場合もあることから、公務のための旅行は禁止対象から除外されています。</p>
3	×	<p>利害関係者の親族の葬儀に際して香典を出すことは倫理規程上問題ありません。また、それに対する一般的な範囲内(半返し)の香典返しであれば受領したとしても倫理規程の禁止行為には該当しません。</p>
4	×	<p>自己の費用を負担して利害関係者と共に飲食することは自由にできますが、きちんと割り勘になっていなかった場合など、自己費用負担額が不十分だった場合には、実際の金額との差額分の供応接待を受けたこととなり、倫理規程の禁止行為に該当することとなります。(規程第3条第1項第6号)</p>
5	○	<p>職務として出張する場合の旅費については、基本的には所属府省から旅費法に基づいて支給されますが、相当の理由がある場合には、先方が旅費を負担することもあります。その場合であっても、原則として旅費法の基準を目安とした実費相当額を受け取ることが認められるのであって、先方から支給された旅費の額がこれを超えるときは、たとえ先方の基準に従っていたとしても、その差額分の贈与等に該当することとなります。</p> <p>本問の場合、旅費法上グリーン車の利用料金は支給されないにもかかわらず、利害関係者の負担によりグリーン車を利用した場合には、その分の贈与又は無償の役務提供を受けたこととなり、倫理規程の禁止行為に該当することとなります。(規程第3条第1項第1号又は第4号)</p>

6	○	<p>利害関係者と共にゴルフすることは禁止されていますが(規程第3条第1項第7号)、自分が会員となっているゴルフクラブのコンペにおいて、ゴルフ場の指定によってたまたま利害関係者と一緒の組になった場合は、共にゴルフをする意図を共有していたわけではないことから、利害関係者と共と同じ組でゴルフをすることが認められます。</p>
7	×	<p>職員が利害関係者に働きかけ、職員本人ではなく第三者に倫理規程で定める禁止行為をさせるような行為は禁止されています。これについては、その反倫理性の強さから、広く一般に配布される宣伝用物品や記念品の贈与、多数の者が出席する立食パーティー等での飲食の提供など、職員本人であれば例外として認められるような行為であっても認められません。(規程第3条第1項第9号)</p>
8	×	<p>最寄り駅から講演会場まで車で送迎を受けることは、たとえ講演という役務の提供に伴うものであったとしても、倫理規程第3条第1項第4号の「無償の役務提供」に該当し、倫理規程違反となります。</p> <p>ただし、職務として講演を行う場合であって、他に公共交通機関がないなど周囲の交通事情から見て相当と認められる場合には、利害関係者が日常的に使用している業務用車の提供を受けることは認められます。</p>
9	×	<p>「私的な関係」とは、職員としての身分にかかわらない関係とされていますが、この「職員としての身分」には、任命権者の要請に応じて出向していた期間における身分を含むと定められていることから(規程第4条第3項)、本問のような場合には、私的な関係には該当しません。</p> <p>出向期間中に知り合った者については、一般職国家公務員としての身分にかかわる関係ではありませんが、人事ローテーションの一環として身分が変動したものであり、その相手方も国からの出向者であることを認識していると考えられ、職員としての身分にかかわる関係がある者と同様に取り扱うことが適当であることからこのような取扱いとされています。</p>
10	○	<p>本省課長補佐級以上の職員は、「事業者等」から5千円を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき、贈与等報告書を提出する必要があります。(法第6条第1項)</p> <p>利害関係者に該当するか否かを問いませんので、利害関係者以外の事業者等から贈与や供応接待を受けた場合も、贈与等報告書を提出しなければなりません。</p>